

令和2年4月1日より 「建築確認等の業務」が土木事務所から 建築安全推進課へ移管します！

<令和2年4月1日より>

4土木事務所(郡山、高田、中和、吉野土木事務所)における

- 建築確認等の業務(建築主事業務)を廃止し、
建築安全推進課で行います。

⇒ 建築確認、計画通知、中間検査及び完了検査を県へ申請する場合は、
建築安全推進課で審査を行うこととなります。

⇒ 建築確認、中間検査及び完了検査を指定確認検査機関へ申請する場合は、
これまで通り、指定確認検査機関が審査を行うこととなります。

- 窓口業務等※(特定行政庁業務)は、これまで通り継続します。

※窓口対応、電話相談、建築計画概要書の閲覧、道路判定、
指定確認検査機関からの報告書の受理、照会回答等
申請受付はこれまで通り土木事務所になります。

(裏面もご参照ください。)

【業務区分】

建築安全推進課	4 土木事務所
4 階以上又は 延べ面積が2,000㎡超の建築物	3 階以下かつ 延べ面積2,000㎡以下の建築物

これらに関する建築基準法の相談は、
これまで通り4土木事務所にて対応します。



©NARA pref.

【お問合せ先】

奈良県 建築安全推進課建築指導係
郡山土木事務所建築課
高田土木事務所建築課
中和土木事務所建築課
吉野土木事務所庶務課

TEL:0742-27-7574
TEL:0743-51-0209
TEL:0745-44-3877
TEL:0744-48-3079
TEL:0746-32-4051

令和2年4月1日以降における 土木事務所の業務区分※に係る業務窓口は 以下のとおりとなります。

※土木事務所の業務区分
【3階以下かつ延べ面積2,000㎡以下】

	土木事務所 (特定行政庁)	建築安全推進課 (建築主事)
建築基準法の相談 (変更なし)	相談・対応	
指定確認検査機関に申請する建築確認等 (変更なし)	指定確認検査機関からの照会 ↓ 指定確認検査機関への回答	
建築主事に申請する確認申請 建築主事に通知する計画通知 (変更あり)	相談・対応 ↓ 確認申請書等 土木事務所情報と照合 ↓ 中間検査申請書等 ↓ 完了検査申請書等	内容確認 ↓ 事前審査願書 ↓ 確認申請書等 ↓ 中間検査申請書等 ↓ 完了検査申請書等

注: 土木事務所と建築安全推進課の間には「相談」の双方向のやり取りが行われます。また、土木事務所から建築安全推進課へは「經由」で申請書類が送られます。